

スイッチング円滑化タスクフォース報告書(案)に対する意見及びその考え方

意見募集期間: 令和3年4月2日(金)～同年5月6日(木)
案件番号: 145209729

意見提出者一覧

意見提出者 17 件(法人: 7 件、個人: 10 件)

(提出順、敬称略)

受付.	意見提出者
1	個人1
2	個人2
3	個人3
4	個人4
5	個人5
6	個人6
7	一般社団法人テレコムサービス協会
8	個人7
9	個人8
10	株式会社ジュピターテレコム
11	ソフトバンク株式会社
12	株式会社オプテージ
13	株式会社NTTドコモ
14	KDDI株式会社
15	楽天モバイル株式会社
16	個人9
17	個人10

・全体

意見	考え方	修正の有無
<p>意見1</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本報告書案に賛同。 ● 携帯通信サービスに付帯するサービスが不当なスイッチングコストとなる可能性が無いか、引き続き確認することを要望。 	<p>考え方1</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ スwitchングコストを低減し、利用者が自由にこれらのサービスを選択し利用できる環境を整備することは、利用者利便を拡大するとともに、事業者間の公正な競争環境を促進し、継続的な料金の低廉化やさらなるサービスの多様化にも繋がることから、本報告書案で示された事業者の乗り換えの円滑化を図る各種取り組みを進めることに賛同いたします。 <p>総務省殿においては、本取り組みに加えて、市場動向を注視いただき、ポイントサービス等も含め、携帯通信サービスに付帯するサービスが不当なスイッチングコストとなる可能性が無いか、引き続き確認いただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 総務省において、乗換えを阻む障壁がないかどうか引き続き注視することが適当と考えます。 	<p style="text-align: center;">無</p>

・第1章 eSIMの促進

意見	考え方	修正の有無
総論		
<p>意見2</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本報告書案に賛同。 ● 多くのMVNOがeSIM対応するためには、リモートSIMプロビジョニング機能やこれに伴うオペレーションシステム等の早期提供は必須。機能提供に伴うMVNOの負担額の根拠等を含めMNOからの速やかな情報開示を要望。 ● 総務省はMNOとMVNOとの協議状況を注視し、課題が生じている場合は制度的な措置を含めた対応を要望。 	<p>考え方2</p>	
<p>○ 本報告書案に賛同いたします。またリモートSIMプロビジョニング機能やこれに伴うオペレーションシステム等、必要な機能をMNOからMVNOに提供すべきことを報告書案に織り込んでいただき感謝申し上げます。</p> <p>eSIMは、利用者における事業者の乗換えの円滑化、モバイルサービスの多様化や利便性向上に資するものであり、利用者利便の拡大および公正競争環境の確保の観点から、MNOだけではなく、MVNOにおいてもMNOと同時期にeSIMを提供できることが重要と考えます。その点、現在eSIMを提供しているMVNOは、MNOとHLR/HSS連携をしている、いわゆる「フルMVNO」の一部に留まっていること、またフルMVNOにおいてもシステム構築、運用の難易度からデータ通信サービスのみとなっており、音声通話が可能なeSIMを提供できていない状況であることから、多くのMVNOがデータ通信・音声通信ともにeSIM対応するためには、リモートSIMプロビジョニング機能やこれに伴うオペレーションシステム等の早期提供は必須であると考えております。</p> <p>なお、MVNOにおけるeSIM対応やその検討を進めるにあたって、MNOでの対応や開発の内容等、MVNOで把握することが困難な情報もありますので、機能提供に伴うMVNOの負担額の根拠等を含めMNOから速やかに情報開示いただくことを要望いたします。</p> <p>総務省殿においては、MNOとMVNOとの協議状況を注視いただくとともに、本年夏頃を目途としたサービス提供時期に支障を与えるような課題が生じている場合は制度的な措置を含め対応いただくようお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人テレコムサービス協会MVNO委員会】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ スマートフォン向けのeSIMの提供に関しては、MVNOがMNOとできる限り同じ時期に提供できる環境を整備することが適当であるため、当該環境の整備に必要な情報についてはMNOからMVNOに開示されることが望ましいと考えます。</p> <p>○ また、総務省においては、本報告書案を踏まえ、公正競争環境や利用者利便の確保の観点から留意すべき点について、ガイドラインを作成し、eSIMを普及促進していくことが適当と考えます。</p>	<p style="text-align: center;">無</p>

意見	考え方	修正の有無
<p>意見3</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本報告書案に賛同。 ● 早期のeSIM提供が実現するよう、総務省はMNOにおける検討状況やMNOとMVNO間の協議状況等を注視し、状況に応じ必要な措置等の検討を要望。 	<p>考え方3</p>	
<p>○ eSIMの導入により、利用者における事業者の乗り換えの円滑化、用途に応じたサービス利用の柔軟化が可能となります。MNOだけではなく、MVNOにおいてもeSIMに対応したサービスを提供することにより、利用者利便の向上や市場競争の促進が期待できることから、報告書案の通り、MNOとできる限り同時期にMVNOがeSIMサービスを提供できる環境を整備することが重要であると考えます。このため、MNOから速やかに自社eSIMサービスと同等のサービスをMVNOが提供するために必要となるリモートSIMプロビジョニング(RSP)機能を開放することや、当該機能の利用に付随するオペレーションシステムのAPI連携を進めることに賛同いたします。</p> <p>MNO3社によるeSIMの導入について、本年夏頃を目途に導入することが適当と示されているところ、総務省殿においては、MNO3社、MVNO各社による早期のeSIM提供が実現するよう、MNOにおける検討状況やMNOとMVNO間の協議状況等を注視いただくとともに、状況に応じ必要な措置等をご検討いただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 総務省においては、本報告書案を踏まえ、公正競争環境や利用者利便の確保の観点から留意すべき点について、ガイドラインを作成し、eSIMを普及促進していくことが適当と考えます。</p>	無
(3) 対応の方向性 ① MVNOへの機能開放		
<p>意見4</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本報告書案に賛同。 ● MVNEにおいてもMNOと同様に、MVNO向けに機能開放等を行うなどの環境整備が行われることを要望。 	<p>考え方4</p>	
<p>○ MVNOが利用者向けにeSIMを提供するにあたり、RSP機能開放や付随するオペレーションシステムのAPI連携は、必要不可欠なものと認識しています。今回、本報告書案にて、MNOがMVNO向けに機能開放等の環境整備することが適当とされたことについて、賛同いたします。</p> <p>また、MVNOは、MNOから直接回線の提供を受ける以外にも、MVNEを通じて回線の提供を受け、利用者にサービス提供を行っている場合があります。本</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ スマートフォン向けのeSIMの提供に関しては、MVNOがMNOとできる限り同じ時期に提供できる環境を整備することが適当であり、MVNEによるMVNOへの開放については、当該環境の整備を行った後の状況を総務省において注視する</p>	無

意見	考え方	修正の有無
<p>研究会においては、MVNEからの同機能開放等については特段検討が行われなかったと理解していますが、MVNEにおいてもMNOと同様に、MVNO向けに機能開放等を行うなどの環境整備が行われることを要望します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社ジュピターテレコム】</p>	<p>ことが適当と考えます。</p>	
<p>意見5</p> <p>● ワイモバイル・LINEMOにてeSIMの提供を開始済。可能な限り速やかに、MVNO向けにRSP機能を開放できるようMVNOの申入れに沿う形で環境整備を図る。</p>	<p>考え方5</p>	
<p>○ 当社は2020年12月22日にオンライン専用プランやeSIMの提供開始を公表し、2021年3月17日にワイモバイル・LINEMOにてeSIMの提供を開始しています。</p> <p>当社としては、可能な限り速やかに、MVNO殿向けにRSP機能※を開放できるよう検討を進めていますが、機能提供にあたっては、具体的な仕様や費用負担額等についてMVNO殿と協議する必要があります。したがって、今後、MVNO殿から申し入れ（利用申込における希望提供時期等）に沿う形で環境整備を図っていく予定です。</p> <p>※MSISDN等携帯電話ネットワークにアクセスするための情報（SIMプロフィール）のSIMへの書込み（SIMプロビジョニング）をオンラインで遠隔操作により行うための機能。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ スマートフォン向けのeSIMの提供に関しては、MVNOがMNOとできる限り同じ時期に提供できる環境を整備することが適当と考えます。</p> <p>○ 当該環境の整備に当たり、MNOがMVNOと真摯に協議を行うことが望ましいと考えます。</p>	無
(3) 対応の方向性 ③ セキュリティ		
<p>意見6</p> <p>● 本報告書案の方向性に賛同。</p>	<p>考え方6</p>	
<p>○ 「MNO 及び MVNO は、それぞれの責務の範囲内で、悪意のある第三者によるプロフィールの不正入手を通じたクローン SIM の作成等 eSIM の運用に伴うセキュリティ上の危険性をできる限り排除する必要」があることから、「GSMAによる認証を受けたサーバや暗号化された通信を利用等することにより、ベンダーと協力し、現行の SIM カードを用いるサービスと同等のセキュリティを確保する仕組みを導入すべき」との方向性に賛同いたします。</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p>	無

意見	考え方	修正の有無
【楽天モバイル株式会社】		
(3) 対応の方向性 ④ 本人確認		
<p>意見7</p> <ul style="list-style-type: none"> ● eKYCによる本人確認の実運用において、本人確認書類の真正性確認に係る警察庁の考え方を考慮する必要。 ● 目視による確認を不要とする技術的な要件等について、総務省と警察庁が連携して整理することを要望。 ● 本取組については、利用者利便の向上の観点から、MNOだけでなくMVNOも含めてトータルで取り組むことが重要。 	考え方7	
<p>○ 事業者の変更を、eKYCによる本人確認により、オンラインで完結する場合、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(平成19年法律第22号)における本人確認書類の真正性確認に係る警察庁の考え方を実運用において考慮する必要があると考えます。</p> <p>具体的には、オンラインで完結する本人確認方法の新設等を内容とする「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」に関する意見の募集結果について(平成30年11月30日結果公示)において、本人確認書類の真正性確認は、「専ら機械を利用して行うことも許容されるが、現在の技術ではそのような性能を満たさないことから、現在の技術を前提とすれば目視による確認が必要と考えられます。」との考え方が示されています。</p> <p>この点、社会・産業のデジタル化が今後も進展することを踏まえれば、オンラインでの本人確認はAI等の技術を利用して完全自動化になると想定されることから、目視による確認を不要とする技術的な要件等について、総務省と警察庁が連携して整理いただきたいと思います。</p> <p>また、本取組については、利用者利便の向上の観点から、MNOだけでなくMVNOも含めてトータルで取り組むことが重要であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>○ eKYCによる本人確認の実運用については、デジタル化の進展を踏まえつつ、適切な手法により行われることが適当であり、頂いたご意見については、今後の参考とすることが望ましいと考えます。</p> <p>○ なお、eKYCによる本人確認については、本報告書案において「事業者は、役務の別を問わず、eSIMサービスの提供に際してeKYCによる本人確認を可能とすることが適当」としており、MNO-MVNOの別や役務の別を問わず、当該本人確認を可能とすることが適当と考えます。</p>	無

・第2章 SIMロック解除の一層の推進

意見	考え方	修正の有無
総論		
<p>意見8</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本報告書案に賛同。 ● 総務省において、SIMロックの設定状況等について、引き続き確認していくことを要望。 	<p>考え方8</p>	
<p>○ 不適切な行為が行われる可能性に加え、そのリスクを回避・軽減する手段としてSIMロックを採用することが妥当であるかの観点を持って、SIMロック設定の正否を判断する本報告書案の考えに賛同いたします。</p> <p>SIMロックは利用者利便を損なうものであり、事業者が正当な理由なく設定することは望ましくないと考えますので、総務省殿において、SIMロックの設定状況等について、引き続き確認いただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人テレコムサービス協会MVNO委員会】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 総務省においては、事業者のSIMロックの設定の状況等について引き続き確認を行っていくことが適当と考えます。</p>	無
<p>意見9</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本報告書案に賛同。 ● 総務省において、市場において問題が生じた場合には、速やかに問題解決の取組を行うことを要望。 	<p>考え方9</p>	
<p>○ 販売する端末へのSIMロック設定について明確に基準を設けることは、スイッチングコストの低廉化および利用者利便の向上につながると考えますので、報告書案に示された内容に賛同いたします。</p> <p>総務省殿においては、今後も市場動向を注視いただき、仮に問題が生じていることが確認された場合には、速やかに問題解決に向けた取り組みが行われることを要望いたします。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社オプテージ】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 総務省においては、今後も市場動向を注視し、スイッチングコストや利用者利便等に係る課題が確認された場合には、速やかに対応することが適当と考えます。</p>	無
(1) 現状・課題 ① SIM ロックとは		
<p>意見10</p> <ul style="list-style-type: none"> ● SIMロックの議論においてはeSIMも含めた記述とすべき。 	<p>考え方10</p>	
<p>○ 「SIMロックとは、特定の SIM カードが差し込まれた場合にのみ動作する</p>	<p>○ SIMの形態にかかわらず、端末に制限を設け</p>	無

意見	考え方	修正の有無
<p>よう端末に制限を課すものである」とあり、2019年10月「移動端末設備の円滑な流通・利用の確保に関するガイドライン」改正案に対する意見募集に際しても「現時点において、eSIMを「SIMロック」の定義に含めるべき状況にあるとはいえない」との貴省の考え方を提示いただいております。</p> <p>一方で、本報告書(案)第1章においては「2024年には世界のスマートフォン全体の出荷台数のうち、33.8%が eSIM対応となるとの予測もあり、今後も eSIM の普及が見込まれている」とあり、eSIMについては一層の普及促進を図っていくことが適当との方向性が示されていること、当社ではSIMカードに対応せずeSIMのみに対応した端末を製造・販売しており、eSIMのみに対応した端末においても技術的にはSIMロックと同様に動作し得るeSIMプロファイルを制限することが可能であることから、SIMロックの議論においてはeSIMをも含めた記述をすべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>ることにより購入者の権利や競争を阻害する効果を有する行為については、本報告書案に示した方向性に沿った対応が行われることが適当と考えます。</p>	
(3) 対応の方向性		
<p>意見11</p> <p>● 本報告書案に賛同。</p>	<p>考え方11</p>	
<p>○ MNOの利用者がMVNOに乗り換えるにあたり、SIMロックが課されている場合、SIMロック解除方法について、乗換え先である当社のようなMVNOにて説明をしております。しかしながら、そもそもSIMロックがどのようなものであるかといった専門的内容について、利用者が理解することが容易でない場合も多く、受け入れる側のMVNOには説明上の負担が生じています。さらに説明を受けた利用者はMNOに赴いてSIMロック解除の申し出をする必要もあります。SIMロック解除が原則化されることにより、利用者の乗り換えのハードルは間違いなく下がるものであり、利用者の選択の幅を広げるものとして賛同します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ジュピターテレコム】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p>	無
<p>意見12</p> <p>● 今後の制度設計にあたり、総務省においても事業者の予見性確保に配慮した議論プロセスを十分に踏むよう要望。</p>	<p>考え方12</p>	

意見	考え方	修正の有無
<p>○ 2010年の「SIMロック解除に関するガイドライン」の策定以降、累次の改正のたびに真摯にガイドラインに即した対応を実施してきました。</p> <p>直近では、2019年11月のガイドライン改正を受けて、購入時の解除、購入同時解除時の手数料無償化、非回線契約者の受付等に順次対応し、昨年10月によようやくその対応が完了したところです。</p> <p>一方、今回のスイッチング円滑化タスクフォース（以下、本タスクフォース）においては、これら累次の対応の効果検証が行われることなく「SIMロックの原則禁止」というこれまでの制度の方向性とは異なる方針が示されています。</p> <p>このような度重なる制度の変更は、事業者に過度な負担を強いることとなり、またその結果、お客さまへ混乱と負担を強いることにつながりかねません。</p> <p>事業者としては、お客さまの声等を踏まえ、SIMロックの在り方について最大限の努力を行っていく所存ですが、今後の制度設計にあたっては、総務省殿においても事業者の予見性確保に配慮した議論プロセスを十分に踏んでいただくよう、強く要望します。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ 本タスクフォースでは、御指摘の2019年11月のガイドライン改正以降の事業者各社の対応状況やその違いによるSIMロック解除件数の差異、2019年10月に施行された「電気通信事業法の一部を改正する法律」（令和元年法律第5号）の施行後の状況、海外の最新動向など多角的な観点から分析を行っており、効果検証が行われることなく、これまでの制度の方向性とは異なる方針が示されたという御指摘は当たらないと考えます。</p> <p>○ また、度重なる制度の変更が、事業者に過度な負担を強いるとの御意見について、今後、そのような更なる対応が生じることのないよう、本報告書案においては、SIMロックについて購入者の負担を限りなくゼロとするとともに、競争の一層の促進を図る観点から、原則禁止するという方針を打ち出し、SIMロックが認められるケースを極めて限定したものであり、御趣旨に沿った内容になっているものと考えています。</p> <p>○ お客様へ混乱と負担を強いることにつながりかねない、との点については、過去のガイドラインの改正を受けてSIMロックを課さないこととした事業者の利用者において、特段の混乱や負担を生じている例は承知していません。</p> <p>○ 予見性確保に配慮した議論プロセスに係る御意見について、本タスクフォースでは、昨年末より、事業者間協議の場を設け、そこでの関係事業者との議論を踏まえ検討を行い、本報告書案として取りまとめたものであり、御指摘は当たらないものと考えます。</p>	無

意見	考え方	修正の有無
<p>意見13</p> <ul style="list-style-type: none"> ● SIMロックの原則禁止の対象について、現実的な範囲で制度設計を行うよう要望。 ● 特殊な用途の端末について、引き続きSIMロックの禁止の対象外とすることを要望。 	<p>考え方13</p>	
<p>(3) 対応の方向性 P19「当該行為を原則として禁止」</p> <p>○ SIMロック原則禁止の対象については、適用対象や適用時期が現実的な範囲となるよう制度設計をしていただくことを要望します。適用対象としては、一定の開発期間等を考慮した上で今後新たに発売される端末としていただくことを要望します。</p> <p>加えて、公正な競争、お客さまの利便又は端末の円滑な流通の確保に大きな支障をきたさない特殊な用途の端末については、引き続きSIMロック禁止の対象外としていただくことについても強く要望します。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ 本報告書案の提言を踏まえ、総務省が、SIMロック解除ガイドラインの改正を含む必要な措置を講じる際には、御指摘の点も踏まえ、関係者と十分な調整を図りつつ検討を行うことが適当と考えます。その旨、報告書案を修正することとします。</p>	有
<p>意見14</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本報告書案に賛同。 ● 総務省において本方向性の実現に向け、早急な対応を行うことを要望。 	<p>考え方14</p>	
<p>○ 「不適切な行為が行われる可能性が低いことが確認できた購入者に対しては、当該購入者に一切の負担（理解・申出や手間・費用）を課すことなく、事業者の責任・費用負担において、SIM ロックが設定されていない端末を渡す（購入時（一括払又は信用確認措置に応じた場合（クレジットカード払等））、また、既に渡した端末の SIM ロックを解除する（購入後（代金完済、端末購入時から 100日経過等））ことが求められる」、また、不適切な行為が行われる可能性が低いことが確認できない場合においても、「事業者においては、原則として、SIM ロックではなく、購入者の権利や競争への制限効果がより低い他の代替的な手段を最大限に活用して当該必要性へ対応することが求められる」という考え方に賛同いたします。</p> <p>また貴省におかれましては、SIM ロック解除ガイドラインの改正を含めた貴</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 総務省においては、本報告書案で示された方向性の早期の実現に向けて、SIMロック解除ガイドラインの改正を含む必要な措置を速やかに講ずることが適当と考えます。</p>	無

意見	考え方	修正の有無
<p>省による必要な措置に基づき事業者においても速やかな対応が求められるところ、本方向性の早期の実現に向け、早急な対応をお願い申し上げます。</p> <p style="text-align: center;">【楽天モバイル株式会社】</p>		
<p>意見15</p> <p>● ①利用者に支払を求めないこと、②SIMロックを自動的に解除する取組の検討、③オンラインによるSIMロック解除を24時間受付とすること、④ログインなしのSIMロック解除を実施できるようにすること、の4点の措置を講ずることを要望。</p>	<p>考え方15</p>	
<p>○ 本報告書（案）において、「不適切な行為が行われる可能性が低いことが確認できた購入者に対しては、当該購入者に一切の負担（理解・申出や手間・費用）を課すことなく、事業者の責任・費用負担において、（中略）既に渡した端末の SIM ロックを解除する」と整理されていることから、貴省におかれましては、以下の4点について措置を講ずることを検討いただきたく、お願い申し上げます。</p> <p>①店舗等においてSIMロック解除を行う場合において、利用者に手数料等の支払を求めないこと。</p> <p>②海外の事業者においては、端末購入時から一定期間経過後に自動的にSIMロックを解除する取組があることから、既に渡した端末の SIM ロックについて同様に自動的に解除することを検討すること。</p> <p>③一部事業者においては未だ、夜間～早朝にかけてオンラインでのSIMロック解除受付を停止している状況であるところ、SIMロック解除のWeb受付は、原則24時間受付とすること。</p> <p>④購入者による申出を必要とする場合には、その手間を軽減するために、ログインなしにSIMロック解除が実施できるようにすること。</p> <p style="text-align: center;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>○ 本報告書案においては、購入者に一切の負担（理解・申出や手間・費用）を課すことなく、事業者の責任・費用負担においてSIMロックが設定されていない端末を渡すこと又は既に渡した端末のSIMロックを解除することが求められると示しています。</p> <p>○ 総務省においては、本報告書案の提言を踏まえ、SIMロック解除ガイドラインの改正を含む必要な措置を講ずることが適当と考えます。</p>	無
<p>意見16</p> <p>● 今後事業者がSIMロックを採用する場合、事前の証明が必要かの確認。</p>	<p>考え方16</p>	
<p>○ 「事業者の責任において、他の代替的な手段では対応が困難であり、SIMロックでなければ対応できないリスクについて関係者の理解を得ることで、</p>	<p>○ ここで言う「証明」は、基本的には事前になされることが必要と考えますが、具体的な制度</p>	無

意見	考え方	修正の有無
<p>SIM ロックと比較して制限効果がより低い手段では目的を達成することが困難であることが証明されれば、SIM ロックを採用することまでが完全に否定されるものではない」とあるところ、今後事業者がSIMロックを採用するにあたっては、事前にこの証明をすることが必要であるという理解でよいか、確認をさせていただきますでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>設計は、総務省において検討を行うことが適当と考えます。</p>	
<p>意見17</p> <p>● SIMロックについての確認措置について、半年以上の猶予期間を設けることを要望。</p>	<p>考え方17</p>	
<p>○ 本タスクフォースの「当該行為を原則として禁止」の方向性に対応するように努めますが、「当該端末の SIM ロックが解除されているか否かを確認できる簡易な手段」についても求める場合には、当該システムを新たに構築する必要があるため、求められる内容の詳細が確定した後、最低限、半年以上の猶予期間を設けていただけますよう強く要望します。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ 本報告書案の提言を踏まえ、総務省が、SIMロック解除ガイドラインの改正を含む必要な措置を講じる際には、御指摘の点も踏まえ、関係者と十分な調整を図りつつ検討を行うことが適当と考えます。その旨、本報告書案を修正することとします。</p>	<p>有</p>

・第3章 キャリアメールの「持ち運び」の実現に向けた検討

意見	考え方	修正の有無
総論		
<p>意見18</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本報告書案に賛同。 ● 実現時期については、早期のスイッチングコスト低廉化の観点から、本報告書案に記載の「2022年夏頃まで」よりも前倒しで実現できるよう、可能な限り準備を急ぐことが望ましい。 	<p>考え方18</p>	
<p>第3章 キャリアメールの「持ち運び」の実現に向けた検討</p> <p>○ キャリアメールが利用者のスイッチングコストになっているため、キャリアメールの「持ち運び」について前向きに対応することが必要と考えますので、本報告書案に示された考えに賛同いたします。</p> <p>なお、実現時期につきましては、早期のスイッチングコスト低廉化の観点から、本報告書案に記載の「2022年夏頃まで」よりも前倒しで実現できるよう、可能な限り準備を急ぐことが望ましいと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人テレコムサービス協会MVNO委員会】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ なお、キャリアメールの「持ち運び」の実現時期については、スイッチングコスト低廉化の早期実現の観点から、事業者の準備状況も踏まえ、「システム開発期間がMNO3社平均で約1年となっていることも踏まえつつ、できる限り速やかに実現することを見据え、2022年夏頃までには実現することが適当」を「2021年中を目処に、できる限り速やかに実現することを目指すことが適当」に修正いたします。</p>	<p>有</p>
(3) 対応の方向性 ① 方式等		
<p>意見19</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「持ち運び」後のキャリアメールは、他の一般の電子メールと同様の位置付けになり、その維持、発展、収束等の選択はサービス競争や事業効率等の観点から提供主体であるMNOが判断すべき。 	<p>考え方19</p>	
<p>○ キャリアメールの「持ち運び」は、本タスクフォース報告書(案)P29にも記載の通り「これまで一体的に提供されてきた通信サービスから独立したサービス」となり、他の一般の電子メールと同様の位置付けになると考えます。</p> <p>こうしたキャリアメールは事業者が提供する1サービスであって、総務省殿によるルール等で方向づけされる事柄ではなく、SNSといった代替的なコミュニケーションツールが普及拡大している状況等を踏まえ、キャリアメールの維持、発展、収束等の選択はサービス競争や事業効率等の観点から提供</p>	<p>○ キャリアメールについては、通信サービス以外のサービスの認証機能としての活用等拡張性・発展性のあるサービスとしていくことやキャリアメールのニーズを含めた形での在り方について、MNOも含めて、今後も不断の検討を行うべきと考えます。</p>	<p>無</p>

意見	考え方	修正の有無
<p>主体であるMNOが判断すべきであると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>		
(3) 対応の方向性 ② 利用者への負担・周知		
<p>意見20</p> <p>● 今後、利用者の利便性向上及び事業者間の公正競争確保の観点から、MVNOを含めた事業者オープンかつ公平な仕組みが検討される事を期待。</p>	<p>考え方20</p>	
<p>○ 本報告書案では、キャリアメールについてメールアドレスが変わることを理由にキャリア変更を行わない利用者が一定程度存在するとされており、当社モバイルサービスにおいても同様の理由で乗り換えを断念される事例があります。今後、利用者の利便性向上及び事業者間の公正競争確保の観点から、MVNOを含めた事業者オープンかつ公平な仕組みが検討される事を期待致します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社ジュピターテレコム】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p>	無
<p>意見21</p> <p>● キャリアメールの「持ち運び」については、丁寧な議論が行われた形跡が客観的には認められないまま、報告書案が取りまとめられた。今後、顧客及び事業者に大きな影響を与え得る事柄については、そのニーズや影響を十分に議論頂き、実施要否をより丁寧に整理すべき。</p> <p>● コスト回収と利用者料金の設計については、事業者においてニーズや市場環境を踏まえ判断すべきものであり、コストも不透明な中で「利用を妨げる水準とならないようにすることが適当」といった一方的な記載は不適切。</p>	<p>考え方21</p>	
<p>○ キャリアメールの「持ち運び」については、そのニーズについて本タスクフォースにおいて意見が分かれることもありましたが、双方の意見について丁寧な議論が行われた形跡が客観的には認められないまま、本タスクフォースの報告書案が取りまとめられた感は否めません。</p> <p>また、キャリアメールの「持ち運び」は、本タスクフォース報告書(案)P29にも「これまで一体的に提供されてきた通信サービスから独立したサービス」とあるとおり、利用者は通信契約している事業者とは別のドメイン名を利用することとなるといった大きな変化を伴うものでもあり、当然のことな</p>	<p>○ キャリアメールの「持ち運び」に関しては、本タスクフォース会合で3回、事業者間協議で3回それぞれ議論した後、本報告書案として取りまとめたところであり、「丁寧な議論が行われた形跡が客観的には認められない」との御指摘は当たらないと考えます。</p> <p>○ コスト回収の在り方については、利用者へに転嫁するかどうかも含め、基本的に事業者におい</p>	無

意見	考え方	修正の有無
<p>がら実施の際にはお客さまのコスト負担にも影響が及びます。</p> <p>今後、このようなお客さまおよび事業者に大きな影響を与え得る事柄については、そのニーズや影響を十分に議論頂き、実施要否をより丁寧に整理していただくべきと考えます。</p> <p>○ キャリアメールの「持ち運び」の実現にあたっては、本タスクフォースの事業者間協議で回答させて頂いたとおり一定程度の開発コストが発生しますが、現時点で正確な見積もりはできていない状況です。また、独立したメールサービスの継続的な提供には、維持コストも発生します。</p> <p>料金水準に関する記載がありますが、コスト回収と利用者料金の設計については、メールサービスについても他のサービス同様に、事業者においてニーズや市場環境を踏まえて判断すべきものであり、要するコストも不透明な中で「利用を妨げる水準とならないようにすることが適当」といった一方的な記載は不適切と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>て自主的に判断すべきであると考えます。</p> <p>○ なお、料金水準に関する記載は、キャリアメールの「持ち運び」が事業者間のスイッチングを円滑化することを目的とする取組であることを踏まえ、料金水準が事業者の自主的判断により定められることを前提としつつ、利用者視点に立って最低限確保すべき事項を確認したものであり、不適切とは考えていません。</p>	
<p>意見22</p> <p>● 利用者料金については、コスト回収方法及びニーズ等を踏まえ、事業者において自主的に決定できるものとするのが適当。</p>	<p>考え方22</p>	
<p>○ ユーザー料金については、コスト回収方法、およびユーザーニーズ等を踏まえ、事業者において自主的に決定できるものとするのが適当と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【KDDI株式会社】</p>	<p>○ コスト回収の在り方については、利用者に転嫁するかどうかも含め、基本的に事業者において自主的に判断すべきであると考えます。</p> <p>○ その際、事業者においては、利用者視点に立ち、仮に有料サービスとする場合も、その利用を妨げる水準とならないようにすることが適当と考えます。</p>	<p style="text-align: center;">無</p>

・第4章 MNP の手続の更なる円滑化に向けた検討

意見	考え方	修正の有無
総論		
<p>意見23</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本報告書案に賛同。 ● MNPワンストップ化の実現に向けて具体的な検討を進めることは必要。可能な限り低廉なコストで、かつ小規模なMVNOを含め全ての事業者が対応できるような方式とすることが必要。各事業者は、よりシンプルな料金プランの提供に努めることが望ましい。 	<p>考え方23</p>	
<p>○ 本報告書案の考えに賛同いたします。</p> <p>MNPワンストップ化により、手続きが移転先事業者での1回で済むようになり、スイッチングコストが大きく減少することが想定され、利用者によるMNPの検討機会の増大に寄与するものと考えられます。また、諸外国の状況や国内の他業種での取り組みに鑑みても、MNPワンストップ化の実現に向けて具体的な検討を進めることは必要と考えます。</p> <p>MNPワンストップ化にあたっては、転出解約時の注意事項をお伝えする機会がなくなることへの懸念や、ワンストップ方式に関するコストが事業者の経営に影響を与える可能性も考えられますところ、実現目標時期を定め、これらの課題解決に必要な検討を進めることも、あわせて重要と考えます。</p> <p>特に、MNPワンストップ化は、利用者が自分にあったプランを提供している事業者に乗り換えしやすくするものであるため、サービスを利用する事業者の規模の大小に関わらず全ての利用者において、そのメリットを享受できる必要があると考えます。このため、可能な限り低廉なコストで、かつ小規模なMVNOを含め全ての事業者が対応できるような方式により、MNPワンストップ化を実現することが必要と考えます。</p> <p>また、利用者の混乱を避けるためには、全てのMNOおよびMVNOが一斉にワンストップ方式に対応することが望ましいと考えますが、MVNOには様々な事業規模・事業形態の事業者が存在するところ、十分な取り組みを行ってもなお、ワンストップ方式に対応するまでに期間を要する事業者が生じることが想定されます。このため、報告書案に記載の通り、過渡期的に一部のMVNOに関し現行のツーストップ方式との並行期間を設けたうえで、ワンストップ方式を運用開始することは有効であると考えます。</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ ワンストップ化の実現に向けて、本報告書案に記載のとおり、十分な検討を行うことを通じて可能な限り早期に実施することを目指すこととし、今後2年以内を目途に実施できるよう、課題の解決に向けて取り組むことが適当と考えます。</p> <p>○ 実現の方式については、今後速やかに関係事業者間において詳細な検討を進めていく必要があり、総務省においても、こうした検討が適切に行われ課題の解決に繋がるよう、進捗管理を含め必要な措置を講じていくことが適当と考えます。</p> <p>○ なお、御指摘のとおり、利用者とのトラブル回避の観点から、事業者は、よりシンプルな料金プランの提供に努めていくことが適当と考えます。</p>	<p>無</p>

意見	考え方	修正の有無
<p>この他MNPワンストップ化に向けては、転出解約時の利用者保護の観点から、各事業者において、「モバイル市場の公正な競争環境の整備に向けたアクション・プラン」に掲げられた「分かりやすく納得感のある料金・サービスの実現」を推進し、よりシンプルな料金プランの提供に努めることが望ましいと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人テレコムサービス協会MVNO委員会】</p>		
<p>意見24</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本報告書案に賛同。 ● 早期実現の達成のため、MNOとMVNO間で適切に協議を進めることが必要。総務省が、分かりやすく納得感のある料金・サービスの実現に向けた取り組みを引き続き推進するを期待。 	<p>考え方24</p>	
<p>○ 「携帯電話・PHSの番号ポータビリティ実施に関するガイドライン」(2020年12月最終改正)により、MNPにおけるツーストップ方式の改善が進められている状況ではあるものの、ワンストップ方式は過度の引き止め等、ツーストップ方式の課題について解決が図れるうえ、簡易な手続きで利用者利便の向上に大きく寄与することから、並行してワンストップ方式の実現に向け検討することは有効であると考えます。このため、ワンストップ方式の実施時期や実現方式等、今後の取り組みの方向性について明確に示された本報告書案に賛同いたします。</p> <p>利用者の混乱を避け、利用者利便の向上を図るためには、全てのMNOおよびMVNOが一斉にワンストップ方式に対応することが望ましいと考えます。MVNOには大小様々な事業者が存在することを踏まえ、対応が容易かつ、事業者の開発・運用コストの負担が小さいシステムとすることが重要であると考えますので、報告書案で示された既存システムを活用し低コストでの方式が有効であると考えます。また、MVNOにおいてもシステムや運営体制の変更が必要なことから、早期実現の達成のためには、MNOとMVNO間で適切に協議を進めることが必要であると考えます。この点、MVNOからはMNOの開発状況を知ることは困難であるため、MNOからMVNOに適時かつ具体的に情報提供がなされ、かつ、MNOはMVNOの質疑等に対し迅速に対応いただくことが重要であると考えます。</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 本報告書案に記載のとおり、利用者利便の向上や公正な競争の確保等の観点から、多くのMVNOが容易にワンストップ化を実現できるよう、事業者間協議において具体的な実施方式、システムを検討することが適当である一方で、同時期のMNPのワンストップ化に対応することが困難であると考えられるMVNOが一定程度存在すること等も考慮し、当分の間、ワンストップ方式と現行のツーストップ方式との併存も検討することが適当であると考えます。</p> <p>○ また、解約時重要事項説明の方式については、本報告書案に記載のとおり、「競争ルールの検証に関するWG・消費者保護ルールの在り方に関する検討会(合同会合)」等において検討が行われるウェブでの解約手続の議論も踏まえ、今後、利用者の意見も聞きながら、総務省・関係事業者等において検討を進めていくとともに、利用者とのトラブル回避の観点からも、事</p>	<p>無</p>

意見	考え方	修正の有無
<p>また、ワンストップ方式における課題として、利用者自身で解約に伴う不利益事項等を確認する点が挙げられているところ、この対策としては事業者や総務省殿による情報提供の充実化の他、利用者が解約時に発生する事項について容易に理解できるように、事業者がサービスの明確化、シンプル化に向けて改善することも有効であると考えます。このため、総務省殿においては、本タスクフォースを始め、「モバイル市場の公正な競争環境の整備に向けたアクション・プラン」で示された、分かりやすく納得感のある料金・サービスの実現に向けた取り組みを引き続き推進いただくことを期待いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>	<p>業者において、よりシンプルな料金プランの提供に努めていくことが適当と考えます。</p>	
(3) 対応の方向性		
<p>意見25</p> <p>● MNPのワンストップ化は利用者の利便性を高めるものだが、解約時重要事項の説明方法や実現方式などを十分に検討することが必要。</p>	<p>考え方25</p>	
<p>○ MNPのワンストップ化は利用者の利便性を高めるものですが、解約時重要事項の説明方法や実現方式などを十分に検討する必要があります。本報告書案において、解約時の重要事項説明の例として、利用者が自己の契約における解約時重要事項を自ら確認したうえで移転先に契約を申し込む方法や、解約時重要事項が適切に伝わらない場合を考慮して「事業者による情報提供の充実」などによる補足が挙げられています。そのほか、移転先の事業者が移転元の事業者に代わり説明をする例が記述されていますが、多くの事業者が存在し、利用者と移転元事業者との契約内容は個々に異なることを考えれば、移転先事業者が移転元に代わって正確な説明を行うことが困難な場合もあると考えられます。</p> <p>今後、利用者への解約時重要事項説明の方法や、ワンストップ化の実現に必要な事業者間連携などについて検討がなされると認識しておりますが、利用者及び事業者の双方に課題が生じないよう、十分な検討が行われることを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ジュピターテレコム】</p>	<p>○ 解約時重要事項説明の方式については、本報告書案に記載のとおり、「競争ルールの検証に関するWG・消費者保護ルールの在り方に関する検討会（合同会合）」等において検討が行われるウェブでの解約手続の議論も踏まえ、今後、利用者の意見も聞きながら、総務省・関係事業者等において検討を進めていくことが適当と考えます。</p> <p>○ なお、御指摘のとおり、ワンストップ化の実現に向けては、様々な課題について十分な検討を行っていくことが必要と考えます。</p>	無

意見	考え方	修正の有無
<p>意見26</p> <p>● 本報告書案に賛同。今後速やかに関係事業者間において詳細な検討を進める。</p>	<p>考え方26</p>	
<p>○ 「利用者が自分に合ったサービス・事業者を手軽に乗換えることができ、その手続が一層使いやすくなるよう、我が国のMNP についても、今後一定期間内にワンストップ化を実施することを念頭に置きつつ、課題の解決に向けて取組を進めていく」との方向性に賛同いたします。</p> <p>システムの改修を含む実現の方式について、今後速やかに関係事業者間において詳細な検討を進めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 御指摘のとおり、システムの改修を含む実現の方式について、今後速やかに関係事業者間において詳細な検討を進めていくことが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>(3) 対応の方向性 ① 基本的考え方</p>		
<p>意見27</p> <p>● 現行方式は、MNPの手続きを簡易且つ迅速に対応する観点においても優位性を有する方式である。各社の課題解決に向けた取組み、自主的な改善への取組みなどによる課題の改善の状況や、現行方式の優位な点なども丁寧に分析や検証を行うべき。</p>	<p>考え方27</p>	
<p>○ 現行方式は、「お客さまの契約状況に応じた解約時の重要事項説明を確実に実施できる点」、「移転元事業者からお客さまの個人情報等を移転先業者に渡す課題が生じない点」等だけでなく、MNP予約番号の発行時に、契約名義の確認、MNPができる状態（料金滞納有無など）の確認やMNP予約番号で移転元事業者を容易に判別可能であることなど、MNPの手続きを簡易且つ迅速に対応する観点においても優位性を有する方式であると考えます。</p> <p>また、「競争ルールの検証に関する報告書2020」（以下、報告書）等を踏まえ、現行方式における課題として指摘された点については、各社解決に向けた取組みを行っており、本年4月以降、既に解決が見込まれる状況にあると認識しています。</p> <p>更に、MNO各社ともMNP手数料について、報告書で無料化の方向性が示されたウェブ窓口だけでなく、店頭やコールセンターを含む全ての受け付け窓口において本年4月1日以降完全撤廃しています。これら取組みにより、今まで以上にお客さまが携帯電話事業者を自由に選択してスムーズに乗り換える</p>	<p>○ 本タスクフォースにおける検討は、「競争ルールの検証に関する報告書2020」におけるツーストップ方式に係る課題の改善は進めつつも、MNP の手続が利用者にとってより使いやすいものとするための方策として、継続的な課題とされてきた1回の手続で完結できるワンストップ方式の検討を行ってきました。</p> <p>○ 全ての受付窓口での手数料の無料化は、利用者利便に大いに寄与すると思いますが、引き続き2回の手続が求められることから、より簡素な手続を求める意見があります。今後、eSIMの導入や SIMロックの原則禁止等によって事業者を乗り換える場合の利用者利便の向上が見込まれるところ、我が国のMNPについても、ワン</p>	<p>無</p>

意見	考え方	修正の有無
<p>ことが可能な環境が実現されていると考えます。</p> <p>報告書においても「ツーストップ方式における課題について改善を進めることとし、こうした対応によっても課題が解決できないと判断されれば、将来的にワンストップ方式の導入可能性について検討を進めることが適当」とされていることから、各社の課題解決に向けた取組みや、自主的な改善への取組みなどによる課題の改善の状況や現行方式「ワンストップ（1visit 2contact）」の優位な点なども丁寧に分析や検証をして頂くべきと考えます。</p> <p>当社としては、現行方式の優位点や現行方式において指摘された課題への改善状況を踏まえ、消費者保護、利便性向上の観点から、課題解決に向けて取組む方針です。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>ストップ化が実施できるよう、課題の解決に向けて取り組むことが適当と考えます。</p> <p>○ なお、総務省においては、現行のツーストップ方式における課題の改善状況を注視していくことが適当と考えます。</p>	
<p>意見28</p> <p>● MNPガイドライン改正後の取組み状況にも注視しつつ、ワンストップ方式の適切な方策の検討、解約時重要事項説明の在り方等、課題解決に向けた検討を進め、実現可能な時期を見極めることが重要。</p>	<p>考え方28</p>	
<p>○ 「競争ルールの検証に関する報告書2020」においては、ワンストップ方式の導入については実現までに整理すべき課題や期間、費用等が多くあり、「ワンストップ方式においては生じえない又は生じ難いツーストップ方式における具体的な手続等に注目して課題の改善を進める方法は、ワンストップ方式の導入可能性の検討に比べて、多大な人的、時間的な負担を要せず、その結果得られる成果も同等のものと考えられる。そのため、まずはツーストップ方式における課題について改善を進めることとし、こうした対応によっても課題が解決できないと判断されれば、将来的にワンストップ方式の導入可能性について検討を進めることが適当である。」とされたところです。</p> <p>上記報告書を踏まえてMNPガイドラインにおける措置として、利用者利便を図る観点から、ワンストップ方式においては生じ難い手続きに着目しつつ、まずは現行ツーストップ方式の運用が見直されたものと理解しています。</p> <p>このようなMNPガイドライン改正後の取組み状況にも注視しつつ、利用者が自分に合ったサービス・事業者を手軽に乗り換えることができ、その手</p>	<p>○ 本タスクフォースにおける検討は、「競争ルールの検証に関する報告書2020」におけるツーストップ方式に係る課題の改善は進めつつも、MNP の手続が利用者にとってより使いやすいものとするための方策として、継続的な課題とされてきた1回の手続で完結できるワンストップ方式の検討を行ってきました。</p> <p>○ ご指摘のとおり、MNPガイドライン改正後の取組状況にも注視しつつ、また、利用者の利便の向上も念頭に置きながら、ワンストップ方式に係る課題の解決に向けた検討を進め、一定期間内にワンストップ化が実施できるよう取組を進めていくことが適当と考えます。</p>	<p>無</p>

意見	考え方	修正の有無
<p>続が一層使いやすいものとなるよう、ワンストップ方式の適切な方策の検討、解約時重要事項説明の在り方等、課題解決に向けた検討を進め、実現可能な時期を見極めることが重要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>		
(3) 対応の方向性 ② 実現方式		
<p>意見29</p> <p>● 新たな方式に移行する場合は、利用者の利便性や公正競争の観点から、原則MNO、MVNO関係なく各社同時期に実施することが必須条件である。方式の併存について検討する場合は、特定の事業者が競争上、有利または不利になることがないということを前提とするべき。</p>	<p>考え方29</p>	
<p>○ 仮に新たな方式に移行する場合は、お客さまの利便性や公正競争の観点から、原則MNO、MVNO関係なく各社同時期に実施することが必須条件であると考えます。仮に方式の併存について検討する場合は、特定の事業者が競争上、有利または不利になることがないということを前提とすることが必要です。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ ワンストップ方式の実現方式については、本報告書案に記載のとおり、利用者利便の向上や公正な競争の確保等の観点から検討を進めることが適当です。</p> <p>○ その際、多くのMVNOが容易にワンストップ化を実現できることを目指しつつも、同時期にワンストップ化に対応することが困難と考えられるMVNOが一定程度存在することも想定され、当分の間、ツーストップとの併存も検討していくことが、上記の観点から必要と考えます。</p>	無
<p>意見30</p> <p>● ツーストップ方式の併存は、二重運用等における課題が生じる可能性がある一方で、手続きに不安を抱いている利用者をサポート可能な側面もあるなど一定のニーズがあることを確認しており、今後の検討においては、MNP手続き手段の選択肢を広げる等の観点も踏まえて、慎重な議論が必要。</p>	<p>考え方30</p>	
<p>○ ワンストップ方式の導入の目的は、事業者間のスイッチングの円滑化を図り、利用者利便性の向上とともに事業者間の競争中立性を担保させることであることを踏まえると、対応が困難なMVNOがいる中で、一部事業者のみが先行してワンストップ方式を導入することが公平な競争環境と言えるのか慎重</p>	<p>○ ワンストップ方式の実現方式については、本報告書案に記載のとおり、利用者利便の向上や公正な競争の確保等の観点から検討を進めることが適当です。</p>	無

意見	考え方	修正の有無
<p>重な検討が必要です。</p> <p>また、ワンストップと現行ツーストップ方式の併存は、運用面においても移転先事業者においてお客様が契約している事業者に応じてお客様対応を分ける必要があるなど複雑な運用となることや、業務システム等の二重運用等における課題が生じる可能性があります。</p> <p>一方で、現行のツーストップ方式はMNP手続きに不安を抱いているお客様をサポート可能な側面もあるなど一定のニーズがあることを確認しており、今後の検討においては、MNP手続き手段の選択肢を広げ、お客様利便向上をはかる観点も踏まえてワンストップ方式と現行のツーストップ方式をお客様が選択可能なスキームも含めた慎重な議論が必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>○ その際、多くのMVNOが容易にワンストップ化を実現できることを目指しつつも、同時期にワンストップ化に対応することが困難と考えられるMVNOが一定程度存在することも想定され、当分の間、ツーストップとの併存も検討していくことが、上記の観点から必要と考えます。</p> <p>○ なお、御指摘のとおり、運用面等において課題が生じる可能性も考えられますが、利用者に対してMNP手続の選択肢を広げるという視点は重要と考えます。</p>	
(3) 対応の方向性 ③ 解約時重要事項説明の方式		
<p>意見31</p> <p>● 電力市場と異なり、モバイル市場は、連携した割引等多岐にわたり、移転先事業者において、すべてのサービスについて説明責任を果たすことは困難。ワンストップ方式の実現の検討にあたって、解約時における利用者への説明の在り方等を慎重に議論を進めるべき。</p>	<p>考え方31</p>	
<p>○ 電力小売り市場の乗り換えにおいては、移転元の契約はお客様の責任で移転元業者に確認したうえで、移転先に申し込むこととなっています。その際、本人確認は移転先事業者にて行っていますが、電力市場とモバイル市場の違いは、他サービスや他事業者と連携した割引等多岐にわたっているところにあります。そのため、移転先事業者において、本人確認を実施した上ですべてのサービスについて説明責任を果たすことは困難と考えます。したがって、ワンストップ方式の実現の検討にあたって、解約時における利用者への説明の在り方等を慎重に議論を進めるべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>○ 解約時重要事項説明の方式については、本報告書案に記載のとおり、「競争ルールの検証に関するWG・消費者保護ルールの在り方に関する検討会（合同会合）」等において検討が行われるウェブでの解約手続の議論も踏まえ、今後、利用者の意見も聞きながら、総務省・関係事業者等において検討を進めていくことが適当と考えます。</p> <p>○ なお、電力市場との相違点に関し、利用者とのトラブル回避の観点から、通信事業者においても、よりシンプルな料金プランの提供に努めていくことが適当と考えます。</p>	無

意見	考え方	修正の有無
(3) 対応の方向性 ④ 実施時期		
<p>意見32</p> <p>● 事業者間協議の場で示された案については、当社システム等の改修期間や改修規模を見積りできる状況にない。各社の課題解決に向けた取組みや、自主的な改善への取組みなどによる課題の改善の状況や現行方式の優位な点なども丁寧に分析や検証を行うべき。</p>	<p>考え方32</p>	
<p>○ 事業者間協議の場で示された案については、具体的な要件や仕様が整理できている状況にないため、当社システム等の改修期間や改修規模を見積りできる状況にありません。</p> <p>まずは、①基本的な考え方でも意見した通り、報告書においても「ツーストップ方式における課題について改善を進めることとし、こうした対応によっても課題が解決できないと判断されれば、将来的にワンストップ方式の導入可能性について検討を進めることが適当」されていることから、各社の課題解決に向けた取組みや、自主的な改善への取組みなどによる課題の改善の状況や現行方式「ワンストップ (1visit 2contact)」の優位な点なども丁寧に分析や検証をして頂くべきと考えます。</p> <p>当社としては、現行方式の優位点や現行方式において指摘された課題への改善状況を踏まえ、消費者保護、利便性向上の観点から、課題解決に向けて取組む方針です。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ ワンストップ方式の実現に向けて、本報告書案に記載のとおり、十分な検討を行うことを通じて可能な限り早期に実施することを目指すこととし、今後2年以内を目途にワンストップ化が実施できるよう、速やかに詳細な検討を進めていくことが適当と考えます。</p> <p>○ なお、総務省においては、現行のツーストップ方式における課題の改善状況を注視していくことが適当であると考えます。</p>	無
<p>意見33</p> <p>● 現時点において、各事業者においてシステム開発等に要する期間やコスト等については不明。そうした状況下においては、実現時期を定めることを目的とするのではなく、早期実現に向けた具体的な検討を促すことが重要。早期実現に向けては、課題について関係者において十分に議論・整理されることが必要。</p>	<p>考え方33</p>	
<p>○ 現時点において、実現方式や仕様調整・課題の検討等は十分でなく、各事業者においてシステム開発等に要する期間やコスト等についても不明の状況です。</p> <p>そうした状況下においては、実現時期を定めることを目的とするのではな</p>	<p>○ 御指摘のとおり、ワンストップ化の目的は利用者利便の向上にあることから、早期実現に向けて、御提示いただいた課題等について、公正な競争の確保の観点も踏まえ、関係者において</p>	無

意見	考え方	修正の有無
<p>く、早期実現に向けた具体的な検討を促すことこそが重要であると考えます。</p> <p>具体的な検討においては、利用者利便の確保の観点から、解約時の利用者への重要事項説明を移転先事業者が全て行うこととした場合、一律の内容とならざるを得ず、個々の利用者の契約内容に応じた丁寧な対応が困難であるという課題が存在します。</p> <p>また、なりすましを防止するため、事業者間で本人確認をどの程度まで合わせて実施するかという課題も存在します。</p> <p>加えて、案2に示される既存システムを採用する場合、事業者間でやりとりされる利用者の情報を通じて、営業活動又は利用者の奪取等が引き起こされる懸念があることから、目的外利用を禁止する具体的な措置の検討が必要であると考えます。</p> <p>ワンストップ化の目的は利用者利便の向上にあることから、早期実現に向けては、上記課題について、関係者において十分に議論・整理されることが必要であると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>十分に議論・整理されることが必要と考えます。</p> <p>○ 御提示いただいた課題等のうち、解約時重要事項説明の方式については、本報告書案に記載のとおり、「競争ルールの検証に関するWG・消費者保護ルールの在り方に関する検討会（合同会合）」等において検討が行われるウェブでの解約手続の議論も踏まえ、今後、利用者の意見も聞きながら、総務省・関係事業者等において検討を進めていくことが適当と考えます。</p> <p>○ その他の課題等についても、具体的な措置の検討が求められ、これらの十分な検討を通じて可能な限り早期にワンストップ方式を目指すことが適当であり、今後2年以内を目途にワンストップ化が実現できるよう、速やかに詳細な検討を進めていくことが適当と考えます。</p>	
<p>意見34</p> <p>● MNPガイドライン改正後の取り組み状況にも注視しつつ、ワンストップ方式の適切な方策の検討、解約時重要事項説明の在り方等、課題解決に向けた検討を進め、実現可能な時期を見極めることが重要。</p>	<p>考え方34</p>	
<p>○ 上述のとおり、2021年4月実施のMNPガイドライン改正は、競争ルールの検証に関するWGにおける議論も踏まえ、利用者利便を図る観点から、ワンストップ方式においては生じ難い手続きに着目しつつ、まずは現行ツーストップ方式の運用が見直されたものと理解しています。</p> <p>このようなMNPガイドライン改正後の取り組み状況にも注視しつつ、利用者が自分に合ったサービス・事業者を手軽に乗り換えることができ、その手続が一層使いやすいものとなるよう、ワンストップ方式の適切な方策の検討、解約時重要事項説明の在り方等、課題解決に向けた検討を進め、実現可能な時期を見極めることが重要と考えます。</p>	<p>○ 御指摘のとおり、MNPガイドライン改正後の取組状況にも注視しつつ、また、利用者の利便の向上も念頭に置きながら、課題の解決に向けた検討を行うことが適当と考えます。</p> <p>○ こうした十分な検討を行うことを通じて可能な限り早期にワンストップ方式を目指すことが適当であり、今後2年以内を目途にワンストップ化が実現できるよう、速やかに詳細な検討を進めていくことが適当と考えます。</p>	<p>無</p>

意見	考え方	修正の有無
【KDDI 株式会社】		
(3) 対応の方向性 ⑤ 今後の対応		
<p>意見35</p> <p>● MNPガイドライン改正後の取り組み状況にも注視しつつ、ワンストップ方式の適切な方策の検討、解約時重要事項説明の在り方等、課題解決に向けた検討を進め、実現可能な時期を見極めることが重要。</p>	<p>考え方35</p>	
<p>○ 上述のとおり、2021年4月実施のMNPガイドライン改正は、競争ルールの検証に関するWGにおける議論も踏まえ、利用者利便を図る観点から、ワンストップ方式においては生じ難い手続きに着目しつつ、まずは現行ツーストップ方式の運用が見直されたものと理解しています。</p> <p>このようなMNPガイドライン改正後の取り組み状況にも注視しつつ、利用者が自分に合ったサービス・事業者を手軽に乗り換えることができ、その手続が一層使いやすいものとなるよう、ワンストップ方式の適切な方策の検討、解約時重要事項説明の在り方等、課題解決に向けた検討を進め、実現可能な時期を見極めることが重要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>○ 御指摘のとおり、MNPガイドライン改正後の取組状況にも注視しつつ、また、利用者の利便の向上も念頭に置きながら、課題の解決に向けた検討を行うことが適当と考えます。</p> <p>○ こうした十分な検討を行うことを通じて可能な限り早期にワンストップ方式を目指すことが適当であり、今後2年以内を目途にワンストップ化が実現できるよう、速やかに詳細な検討を進めていくことが適当と考えます。</p>	無

・その他

意見	考え方	修正の有無
<p>意見36</p> <ul style="list-style-type: none"> ● eSIMの普及については検討状況を世の中に発信してほしい。 ● SIMロックは原則かけない方向で行く方がよい。 ● キャリアメールを使いたい人にオプションでキャリアメールを使えるようにしたり、既存のプランの価格見直しを検討するようにするべき。 ● 移転後の機能を移転前と移転後のどちらのキャリアが請け持つかという規定をタスクフォース内で取りまとめることが必要。 	<p>考え方36</p>	
<p>○</p> <p>〈第1章〉</p> <p>図表1-1から分かる通り、本当に日本は時代を一步遅れた存在になった。セキュリティの面もあるが、検討を進めているかどうかについても、タスクフォース・総務省(国)・キャリアが国民に発信して欲しい。</p> <p>〈第2章〉</p> <p>キャリア側からの意見としては、SIMロックは端末購入の分割金や利用料金の滞納をする人への有効的な手段ではあるが、滞納などのない善良な利用者にとってはとても不便だ。</p> <p>よってSIMロックは原則かけない方向で行く方がいいのではないだろうか。キャリア側が新規契約者の動向を掴めないというのなら、契約後の最初の1ヶ月以内はSIMロックをつけ、しっかりと支払っている場合は自動でSIMロックを解除する。もしくは、SIMロックを最初からかけない代わりに、契約者がなんらかの違反をした場合にキャリア側がいつでもSIMロックをすることを承諾する契約を交わせばいいのではないだろうか。</p> <p>〈第3章〉</p> <p>先日、各キャリアから20GBの格安プランが発表され、ほとんどはキャリアメールを利用できないという制約がある。私も総務相の説明(各自がキャリアプランを見直すこと)を受け、NTT docomoのポケットシェアパック(30GB+学割によるポケット特典)から、[ahamo 3人・ギガライト(4G, Xi) 1人]に切り替えた。私を含む3人はLINEやWeb メールしか利用しておらず、キャリア</p>	<p>○ 第1章に関する御意見については、本報告書案を踏まえ、総務省及び関係事業者において、取組の方向性等について積極的な周知を図っていくことが適当と考えます。</p> <p>○ 第2章に関する御意見については、基本的に賛同の御意見として承ります。なお、本報告書案で方向性を示しているとおりのSIMロックを設定する行為は、購入者の権利や競争を制限する効果を有することを踏まえ、購入者による不適切な行為によるリスクの回避・軽減を実現する手段としては、原則として、SIMロックではなく、購入者の権利や競争への制限効果がより低い他の代替的な手段を最大限活用することが求められると考えます。</p> <p>○ 第3章に関する御意見については、キャリアメールの「持ち運び」は、元来、事業者間の乗換え時を想定したサービスですが、利用者のニーズに応じて、キャリアメールの提供がないMNO3社の「新料金プラン」等についても対象とすべきと考えます。</p> <p>○ 第4章に関する御意見については、参考として承ります。</p>	<p>無</p>

意見	考え方	修正の有無
<p>メールにキャリアサービス(d pointなど)しか登録していなかったのが良かったが、1人は仕事の連絡でキャリアメールを使っているのに、ahamoに切り替えられなかった。たまたま使うパケットが少なかったため既存のプランに切り替えられたが、キャリアメールを使いたい+パケット容量を多く使う人は総務省や各キャリアのプラン改革は無駄だったと感じるだろう。そこで、povo(au)のようにキャリアメールを使いたい人にオプションでキャリアメールを使えるようにしたり、既存のプランの価格見直しを検討するようになるべきではないだろうか。</p> <p>〈第4章〉</p> <p>MNP利用料を下げるような流れにはなっているが、更なる円滑化を図るにはキャリアメールの扱いをどうするなど、移転後の機能を移転前と移転後のどちらのキャリアが請け持つかという規定をタスクフォース内で取りまとめることが必要だろう。その中で、お客さんがいかに便利に継続利用できるか考えるべきだ。</p> <p style="text-align: right;">【個人1】</p>		
<p>意見37</p> <p>● スイッチングの促進策として、特定キャリアでしか利用できないアプリをなるべく作らない事も重要。</p>	<p>考え方37</p>	
<p>○ スイッチングの促進策として特定キャリアでしか利用できないアプリをなるべく作らない事も重要であると思われます。</p> <p>携帯電話の基本機能である通話・SMS・メールに関するアプリをSIMフリー端末・SIMロック解除済み端末で大抵インストール可能とする。</p> <p>ユーザーの利用率が高いアプリケーションを特定キャリアでしか利用できない・特定の料金プランサービスでしか利用できないといった「ユーザー囲い込み」をさせない。</p> <p style="text-align: right;">【個人2】</p>	<p>○ 頂いた御意見は、参考として承ります。</p> <p>○ 総務省において、乗換えを阻む障壁がないかどうか引き続き注視することが適当と考えます。</p>	無
<p>意見38</p> <p>● SIMロックの原則禁止のみならず、他社使用の周波数帯・VoLTE通話対応を</p>	<p>考え方38</p>	

意見	考え方	修正の有無
<p>義務化すべき。</p> <p>○ SIMロックの原則禁止のみではスイッチングの円滑化にはならない 現状、各通信事業者から発売される「通信事業者専用の」スマートフォンには、SIMロックがかけられているが、総務省のガイドラインによって「原則SIMロック解除を行うこと」が可能になっている。</p> <p>一方、この「通信事業者専用モデル」（主に通信事業者が発売するAndroidスマートフォン）は、SIMロックの他にも、対応する周波数やVoLTE通話が「その通信事業者が使用しているもののみ」対応している場合が多く、SIMロックを解除したところで他社の周波数帯に対応しておらず、通信できない場合やVoLTE通話ができない場合がある。</p> <p>例えば、楽天モバイル株式会社が発売する「Rakuten BIG」では、楽天モバイルのVoLTE通話のみ対応しており、他の通信事業者のVoLTE通話には一切対応していない。楽天モバイルが発売するスマートフォンにはSIMロックがかかっていないが、スマートフォンが他社事業者のVoLTE通話に対応しないことにより、事実上楽天モバイルでしか使用できない仕様になっており、SIMフリーの意味をなしていない。3Gの停波が迫る中、VoLTE通話ができないということはスマートフォンで通話ができないということにも繋がり、「携帯電話」として使用できないことを意味する。</p> <p>このように、各通信事業者が発売するスマートフォンは、その通信事業者のみに特化した仕様となっており、SIMロックを禁止したところで他の事業者で快適に使えるとは限らず、スイッチングの円滑化にはならない。</p> <p>○ SIMロックを禁止するのであれば、他社使用の周波数帯・VoLTE通話対応を義務化すべき 今回の報告書案では、上述した対応周波数帯やVoLTE通話という問題には一切触れられていないことに対して非常に疑問を感じる。SIMロックを禁止してスイッチングを円滑化するのであれば、対応周波数帯やVoLTE通話をどの通信事業者でも快適に使用できるようなスマートフォンを、通信事業者が発売することを義務付けるべきである。通信事業者専用仕様のスマートフォンを発売している現状で、SIMロックのみを禁止したところで、周波数帯やVoLTE通話仕様で囲い込みを行うことは目に見えており、SIMロック禁止の意</p>	<p>○ 頂いた御意見は、参考として承ります。</p> <p>○ なお、通信事業者が発売する端末が他社使用の周波数帯やVoLTE通話に対応していないことが、購入者の権利や競争への制限効果を有していないかについて、総務省において、注視していくことが適当と考えます。</p>	<p>無</p>

意見	考え方	修正の有無
<p>味をなさないのは明白である。</p> <p style="text-align: right;">【個人3】</p>		
<p>意見39</p> <p>● 今はSNSが発達しており、キャリアメールが必ずしも必要ではないと思われる。一定程度のニーズがあるというのも正直疑わしい。</p>	<p>考え方39</p>	
<p>○ キャリアメールの持ち運びのシステムは事業者に強制すべきではない。アハモを始め20Gの新料金プランはそういったレガシー的な物を削ぎ落として実現しているのではないか？今はSNSが発達しているのでキャリアメールが必ずしも必要ではないと思われる。一定程度のニーズがあるというのも正直疑わしい。</p> <p style="text-align: right;">【個人4】</p>	<p>○ キャリアメールのニーズについては、総務省調査によれば、週1回以上の送受信利用者比率は送信で37.1%、受信で67.1%となっている等、一定程度のニーズがあると考えており、事業者間の乗換えの円滑化を図るため、キャリアメールの「持ち運び」を希望する全ての利用者に対して実現することが適当と考えます。</p>	<p style="text-align: center;">無</p>
<p>意見40</p> <p>● スイッチングの円滑化のためには、メーカー直販のSIMフリー端末の拡充・普及及び端末補償サービスのキャリアフリー化が必要。</p>	<p>考え方40</p>	
<p>○ 今回の「スイッチング円滑化タスクフォース報告書（案）」を拝見したところ、「SIMロック禁止」「キャリアメールの持ち運び」「MNPのワンストップ化」についての議論はされているように見受けられましたが、スマートフォン端末そのままに通信キャリアの移動を行う上で、移行前の通信キャリアで購入したスマートフォン端末の端末補償サービスについての議論が見受けられませんでした。</p> <p>現在、スマートフォン端末は通信キャリアが通信契約とセットで抱き合わせ販売を行うことが多く、多くのスマートフォンがその通信キャリア専用のモデルで、スマートフォンメーカーから直接購入できる「キャリアフリー端末」は多くありません。</p> <p>ユーザーの多くは、通信キャリアで通信契約と一緒に（あるいは機種変更手続きと同時に）スマートフォンを購入する際、「購入した通信キャリア専用の」端末補償サービスに加入しています。この端末補償サービスは多くが</p>	<p>○ 頂いた御意見は、参考として承ります。</p> <p>○ なお、総務省において、乗換えを阻む障壁がないかどうか引き続き注視することが適当と考えます。</p>	<p style="text-align: center;">無</p>

意見	考え方	修正の有無
<p>通信契約とセットになっており、解約やMNPによる転出を行うと同時に、端末補償サービスも解約され、通信キャリアのスイッチングで引き継ぐことができません。</p> <p>また、これと関連して通信契約を伴わないスマートフォン端末購入時でも、この端末補償サービスは通信契約と紐づくことから、当然ながら契約することはできません。</p> <p>さらには、キャリアフリーなSIMロックのないスマートフォン端末の多くは、メーカーの1年保証のみとなっており、端末メーカー独自の延長保証サービスというものはないのが現状です（多くはMVNO事業者独自の端末補償）。</p> <p>通信と端末の分離を徹底し、スマートフォンをキャリアの移行後も使用できるようにするには、端末補償サービスも持ち運べるようにするか、もしくは端末メーカーと直接結ぶことができる延長保証サービスを拡充していくことが必要なのではないでしょうか。</p> <p>今回のこの報告書案のままですと、ユーザーの多くはMNPに伴い（端末補償サービスの解約、対応周波数・VoLTE対応の有無により）端末を買い換えることを余儀なくされ、イニシャルコストの増加を伴い、スイッチングの円滑化には繋がらないと考えられます。</p> <p>スイッチングの円滑化を行うためには、SIMロックの禁止やキャリアメールの持ち運びではなく、まずキャリアフリーなメーカー直販のSIMフリー端末の拡充、そして端末補償サービスのキャリアフリー化が必要です。</p> <p>○ 通信キャリアのスイッチングを円滑に進めるためには、特定の通信キャリアに依らない端末、キャリアフリースmartフォンを現在よりもさらに普及させていく必要があると考えます。</p> <p>現状のキャリアフリースmartフォンは、主にMVNO事業者とセットで使用するものという形が根強く、通信キャリアが販売している専用モデルに比べて、スペックなどで見劣りするものもあります。</p> <p>そして、スマートフォンメーカーの中には、このようなキャリアフリースマ</p>		

意見	考え方	修正の有無
<p>ートフォンを一切製造せず、専ら通信キャリア専用モデルしか販売しないメーカーも存在します。特に、ここ最近特定の通信キャリアのみしか納入せず、独占モデルとして、ユーザの機種における選択を阻害するような状況も多々見受けられます。</p> <p>キャリアの専用モデルでは、対応する周波数が特定の通信キャリアに依存する形となっており、たとえSIMロックを解除したところで他キャリアで正常に通信・通話ができるとは限らず、このように特定の通信キャリアで独占的に販売する行為は、いわゆる「スマートフォン端末における囲い込み」にも繋がりがねない行為であり、端末を製造するメーカーにおいても是正を求める必要があるのではないのでしょうか。</p> <p>また、キャリアフリースmartフォンの製造にあたっては、通信キャリアの周波数に合致させ、なおかつ相互接続試験もメーカーにおいて行わなければならない、更には技術適合証明の試験等もあり、メーカーにおいてはかなりの負担となっています。</p> <p>そして、日本国内でのキャッシュレス決済に必要なFeliCaの搭載においても、キャリアモデルであれば通信キャリアにおいて導入補助があるものが、キャリアフリースmartフォンにおいては各メーカーで行わなければならない、こちらも端末メーカーの負担になっています。</p> <p>このように、現状の法令や機能では、キャリアフリースmartフォンを製造するメーカーにおいては多大な負担があるような状況で、キャリアフリースmartフォンの普及を阻害するような状況となっています。総務省においては、通信キャリアだけに規制やガイドラインを設けるのではなく、端末メーカーにおいても独占的な納入の禁止や、端末製造時の補助、そしてマイナンバーカードでも使用されるFeliCaのキャリアフリースmartフォンにおける普及においても検討いただきたく思います。</p> <p style="text-align: right;">【個人5】</p>		
<p>意見41</p> <p>● 携帯電話の料金が下がるのは歓迎だが、電気代は値下げの議論がなく、大きな問題。</p> <p>○ 携帯電話の料金が下がるのは歓迎するが、電気代の方も下げて欲しい。こ</p>	<p>考え方41</p> <p>○ 電気代に関する御意見は、本タスクフォース</p>	<p>無</p>

意見	考え方	修正の有無
<p>ちらは値下げの議論がなく、大きな問題だと思っている。</p> <p style="text-align: right;">【個人6】</p>	<p>の検討課題には含まれない事項と考えます。</p>	
<p>意見42</p> <ul style="list-style-type: none"> ● MNPのワンストップ方式は、流動化を促進する点で一定の効果が見込める。 ● 料金の明確化、恣意的な誘導、レ点商法など、業界における商慣行を改善することが必要。 	<p>考え方42</p>	
<p>○ MNPのワンストップ方式は、今までは現在の契約先と、新しい契約先をはしごしなければならず煩わしいと感じ敬遠していた人でも手続きが一度で済むため、流動化を促進する点で一定の効果が見込めると思います。</p> <p>しかしながら、それ以前に業界全体がどっぷり浸かっている悪臭もとい悪習を改善することが必要と感じます。具体的には料金の明確化、恣意的な誘導、レ点商法などです。例えば先日私が契約したビッグローブモバイルは、770円/月などと宣伝していますが、実際には別途220円かかります。同列に比べられない金額のみ広告に表記という悪質な手法です。</p> <p>また、代理店に対してキャリアが行っている数々の施策については、すでにご承知おきのことと思いますが、使い捨ての駒のような扱いです。この水商売以下の商慣習こそ、改善のメスをいれていただきたいです。</p> <p style="text-align: right;">【個人7】</p>	<p>○ MNPのワンストップ方式に関する御意見については、賛同の御意見として承ります。それ以外の御意見については、参考として承ります。</p>	無
<p>意見43</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 方向性には賛同。より迅速な実施を要望。 	<p>考え方43</p>	
<p>○ 方向性には賛成ですが、よりスピードを上げての実施をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【個人8】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p>	無
<p>意見44</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 報告書案の体裁等について修正すべき点がある。 	<p>考え方44</p>	
<p>○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 137行目「[HISモバイル]」は「[HISモバイル]という。」のほうがよいと思います。他の箇所例と同様に。 ・ 10ページの脚注9は、初出箇所の168行目（または171行目）で引 	<p>○ 137行目「[HISモバイル]」は「[HISモバイル]という。」に修正いたします。それ以外の御指摘については、参考として承ります。</p>	有

意見	考え方	修正の有無
<p>用したほうがよいと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 233行目「eUICC」は何か？ ・ 11ページの脚注11「HSS」は何か？ ・ 37ページの脚注33の1行目「小売り」の「り」、同2行目「ことと」は前後と字体が異なっているのではないか？ ・ 902行目「MNO4社」は66行目「MNO3社」と何が違うのか？ ・ 1179行目「協会」は「協会MVNO委員会」のほうがよいのではないか？ <p>122行目の例と同様に。</p> <p style="text-align: right;">【個人9】</p>		
<p>意見45</p> <p>● 報告書案に誤記がある。</p>	<p>考え方45</p>	
<p>○ 近頃の総務省の事であるので、おそらく悪意・害意による故意と思われるが、3頁及び10頁に「太宗」という誤記が混じっていた事について指摘しておく。</p> <p style="text-align: right;">【個人10】</p>	<p>○ 59行目及び278行目「太宗」は「大宗」に修正いたします。</p>	<p style="text-align: center;">有</p>